

○甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱

令和4年4月1日

環第1号

(目的)

第1 この要綱は、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及を促進するため、電気自動車又は一般家庭用充放電設備（以下「V2H充放電設備」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において助成金を交付し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(助成対象設備)

第2 助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）は、別表第1に掲げるものをいう。

(助成対象者)

第3 助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する個人（個人事業主を除く。）とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 助成対象設備の購入について契約し、費用の負担及び所有（電気自動車にあつては、所有権留保付きローンで購入し、所有権が販売店、ファイナンス会社等である場合を含む。）をしていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(助成金の額)

第4 助成金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第5 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気自動車の新車登録日及びV2H充放電設備設置完了日の翌日から起算して3月以内に、甲府市電気自動車等普及助成金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象設備の概要書（第2号様式）
- (2) 領収書(助成対象設備本体以外のものを区分けせずに記載されている場合は、本体価格が記載された内訳明細書を含む。)の写し

(3) 電気自動車の購入に係る場合は、次に掲げる書類

ア 自動車検査証の写し

イ 所有権留保付きローンにより購入した場合は、その契約に係る書面の写し

(4) V2H充放電設備の購入に係る場合は、次に掲げる書類

ア 売買契約書の写し

イ 保証書の写し

ウ 機器本体の設置状況と住宅全体が確認できるカラー写真

エ 型式及び製造番号が確認できる写真

オ 住宅用太陽光発電システムを同時に設置した場合は、設置を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の申請は、助成対象設備ごとに年度内一人1回限りとする。

3 市長は、申請書が市に到達した順に受け付けるものとし、当該年度の申請書の助成金の総額が予算を超えると認められるときは、申請の受付を中止するものとする。

(交付の決定)

第6 市長は、申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、甲府市電気自動車等普及助成金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(財産処分の制限等)

第7 助成金の交付を受けた者（以下「助成者」という。）は、助成金の交付を受けて取得した財産（以下「助成設備」という。）を、善良な管理者の注意を持って管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 市長は、次項に規定する届出事項の遵守状況を確認するため、助成金を交付した後の年度においても、助成者に対し助成設備の自動車検査証等の写しの提出を求めることができる。

3 助成者は、別表第3に掲げる処分制限期間が経過する前に売買し、贈与し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ甲府市電気自動車等普及助成金に係る財産処分届出書（第4号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項に規定する届出書の提出があった場合は、その内容を精査し、処分を承認したときは、甲府市電気自動車等普及助成金に係る財産処分承認通知書（第5号様式）により、助成者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の承認をするときは、助成者に対し、期限を定めて助成金の全部又は一部

(法定耐用年数を月数に換算したのから既に使用した月数を減じた期間に相当する助成額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。))の返還を命ずるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該助成設備を処分する場合は、この限りでない。

6 第3項の承認を受けた助成者は、当該承認に係る処分をしたときは、甲府市電気自動車等普及助成金に係る財産処分報告書(第6号様式)に関係書類を添えて、市長にその旨を報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8 市長は、助成者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 助成金の交付を受けた後に、第3に規定する要件を欠くことが判明したとき。
- (4) 第7第3項の承認を受けずに財産を処分したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、甲府市電気自動車等普及助成金取消通知書(第7号様式)により助成者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9 市長は、第8第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成者に対し、期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(情報提供の協力)

第10 助成者は、本市が行う電気自動車等に関する調査等への協力を求められた場合は、当該調査等への協力を努めるものとする。

(現地調査)

第11 市長は、本要綱に定める助成事業を適正に執行するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された助成金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

設備の種類	設備の要件
電気自動車	<p>(1)国が実施する補助金事業の補助対象となる4輪以上の自動車であり、その自動車検査証の燃料の種類欄に電気と記載されているもの</p> <p>(2)新車であること</p> <p>(3)自動車検査証における使用の本拠の位置が市内であること</p> <p>(4)自動車検査証の自家用・事業用欄に自家用と記載されているもの</p> <p>(5)リースでないこと</p>
V2H 充放電設備	<p>(1)電気自動車と住宅との間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が実施する補助事業において、補助対象とされている設備であること</p> <p>(2)未使用品(新品)であること</p> <p>(3)リースでないこと</p> <p>(4)市内に、自ら又は生計を一にする者が居住し、又は居住する予定の住宅に設置すること</p> <p>(5) V2H 充放電設備と同時設置する場合の住宅用太陽光発電システム（住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置で、発電出力が1kw以上10kw未満のシステム）は、次の要件のいずれも満たすこと</p> <p>ア V2H 充放電設備の設置完了日の前日から起算して、6月の日までの間に設置されたものであること</p> <p>イ 市の助成金等を受給している装置でないこと</p>

別表第2（第4関係）

設備の種類	助成金の額
電気自動車	5万円
V2H 充放電設備	5万円
	住宅用太陽光発電システムと同時設置 10万円

別表第3（第7関係）

設備の種類	財産処分の制限期間
電気自動車	普通車 6年 軽自動車 4年
V2H 充放電設備	6年
住宅用太陽光発電システム	17年

第1号様式（第5関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

（申請者）（〒 — ）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号（ ） _____

甲府市電気自動車等普及助成金交付申請書

甲府市電気自動車等普及助成金の交付を受けたいので、甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

（申請する助成事業）

助成対象設備及び助成申請額	電気自動車	円
	V2H 充放電設備	円
	V2H 充放電設備及び住宅用太陽光発電システムの同時設置	円
	合計	円
V2H 充放電設備を設置する住宅の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ	

助成金の振込先

金融機関名				支店名		種別	口座番号	口座名義人（申請者と同一）
						普通		(ふりがな)
金融機関コード				店番		当座		

★裏面も記入願います。

添付書類

- 助成対象設備の概要書
- 領収書の写し
 - ・助成対象設備本体価格以外のものが記載されている場合は、助成対象設備本体価格のわかる内訳明細書の写し
 - ・所有権留保付きローンの場合は、契約書及び領収書の写し（領収書には併記等により申請者の氏名を明記する）
- 本人確認のできるものの写し（運転免許証、マイナンバーカード等官公庁が発行する顔写真付きの身分証明書）
- 預金通帳等の写し

【電気自動車】

- 自動車検査証の写し

【V2H 充放電設備】

- 売買契約書の写し
- 保証書の写し
- 設置状況及び住宅全体が確認できるカラー写真
- 型式及び製造番号が確認できる写真
- 生計を一にする者が居住し、又は居住する予定の住宅に設置する場合は、生計を一にすることが確認できる書類

【住宅用太陽光発電システムと同時設置】

- 住宅用太陽光発電システムの設置完了した日付、発電出力、領収金額が確認できる書類
- 住宅用太陽光発電システムが設置され、V2H充放電設備と接続されていることが確認できるカラー写真

情報閲覧の同意

私は、甲府市電気自動車普及助成金交付申請にあたり、私に係る甲府市市税条例による市税の納付の有無についての調査及び住民基本台帳の閲覧を市が行うことに同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

受付番号	添付書類確認欄

第2号様式（第5関係）

助成対象設備の概要書

助成対象設備のメーカー名及び型式等を記入してください。

電気自動車

項 目	内 容
メーカー名	
車 名	
登録年月日	年 月 日
価格（税抜）	円

V2H充放電設備

項 目	内 容
設置完了日	年 月 日
メーカー名	
型式及び製造番号	
価格（税抜）	円

V2H充放電設備と同時設置の住宅用太陽光発電システム

項 目	内 容
設置完了日	年 月 日
メーカー名	
型式及び製造番号	
規格（発電出力）	kW
価格（税抜）	円

環 指 令 第 号
年 月 日

様

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市電気自動車等普及助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました甲府市電気自動車等普及助成金につきましては、甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱第6の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

なお、助成金については振込手続き完了後、指定口座に振り込まさせていただきます。

1.助成金交付決定額

助成金 交付決定額		円
助成設備及び 交付決定額 の内訳	電気自動車	円
	V2H 充放電設備	円
		住宅用太陽光発電システムと同時設置

2.交付条件

- (1) 甲府市電気自動車等普及助成金事業により取得した助成設備については、適正に維持管理すること。
- (2) 甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱の規定を遵守すること。

※上記条件に反した場合は、助成金の全部又は一部の返還を求められる場合があります。

(受付番号：)

第4号様式（第7関係）

甲府市電気自動車等普及助成金に係る財産処分届出書

届出日 年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

住所

届出者 氏名 ㊟

電話番号

年 月 日付け環指令第 号をもって助成金の交付決定を受けた助成金事業に関する財産処分について、甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱第7第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 処分しようとする財産及びその理由

助成設備	電気自動車/V2H 充放電設備/住宅用太陽光発電システム	
処分の方法(該当項目に○をつける)		処分の理由
1 売買 2 贈与 3 交換 4 廃棄 5 貸し付け 6 抵当権の実行		

2 処分の時期 年 月 日 財産取得日からの期間 年 月

3 処分の条件(該当項目に○をつける。その他の場合には理由を記入)

- 1. 助成金を返納します。
- 2. その他 _____

4 備考 _____

環 指 令 第 号
 年 月 日

届出者 住所

氏名 様

甲府市長

甲府市電気自動車等普及助成金に係る財産処分承認通知書

年 月 日付で届出のありました甲府市電気自動車等普及助成金事業により取得した財産の処分については、甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱第 7 第 4 項の規定により、次のとおり承認します。

- 1 財産を取得した事業 年度甲府市電気自動車等普及助成金事業
- 2 交付決定番号 年 月 日付け環指令第 号
- 3 承認内容 年 月 日付け財産処分届出書のとおり
- 4 助成金の返還
(1)返還額 円
(2)納付期限 年 月 日
(3)納付方法 別添の納付書により、納付期限までに納付してください

第6号様式（第7関係）

年 月 日

（あて先） 甲 府 市 長

住所

氏名

印

電話番号

甲府市電気自動車等普及助成金に係る財産処分報告書

年 月 日付け環指令第 号で処分の承認を受けた財産について、次のとおり処分したため報告します。

処分の方法	
処分が完了した日	年 月 日
備 考	

添付書類：上記の記載内容を証明する書類

